

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和3年度第4四半期分

整理番号	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	スライドプレート# 1ほか6点（西淀工場）買入	産業用機器	（株）タクマ	20,990,475	令和4年1月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
2	混練機用部品# 1ほか5点買入	産業用機器	本田鐵工（株）	954,800	令和4年1月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
3	じん芥クレーンバケット用部品# 1ほか4点（八尾工場）買入	産業用機器	（株）福島製作所	2,992,000	令和4年1月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
4	コンベヤ用エプロン（舞洲工場）の買入	産業用機器	日立造船(株)	11,550,000	令和4年1月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
5	ボイラー用肉盛り水管パネル1ほか4点（その2）（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	42,878,000	令和4年1月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
6	ろ布（八尾工場）買入	産業用機器	三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）	4,752,000	令和4年2月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
7	加熱脱塩素化処理装置部品（東淀工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	800,800	令和4年2月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
8	スートフロア用部品# 1ほか2点（八尾工場）買入	産業用機器	三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）	3,003,000	令和4年2月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
9	エレメントパイプ（平野工場）買入	産業用機器	J F Eエンジニアリング（株）	3,564,000	令和4年2月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
10	Tリンクモジュールほか3点（西淀工場）買入	産業用機器	富士電機（株）	4,372,500	令和4年2月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

随意契約理由書

1 案件名称

混練機用部品 # 1 ほか 5 点買入

2 契約の相手方

本田鐵工 (株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入する混練機用部品は、当工場の集じん設備に付属する捕集灰無害化処理設備で使用する本田鐵工 (株) 製混練機の専用部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法、関連機構及び捕集灰無害化処理設備条件との関係上、他社においては製作不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品は本田鐵工 (株) が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、本田鐵工 (株) と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

スライドプレート#1ほか6点(西淀工場)買入

2 契約の相手方

(株)タクマ

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入するスライドプレート#1ほか6点は(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工された燃焼設備及びボイラー設備の一構成品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため(株)タクマ製の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、(株)タクマのみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって(株)タクマと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

じん芥クレーンバケット用部品 # 1ほか4点(八尾工場) 買入

2 契約の相手方

株式会社 福島製作所

3 随意契約理由

(1)製品指定理由

じん芥クレーンバケット用部品 # 1ほか4点(八尾工場)は、(株)福島製作所製のじん芥クレーンバケット及び灰クレーンバケットの主要構成部品であって、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

したがって、本部品は形状寸法及び性能保証の関係から他社製品を使用できない。以上の理由により、(株)福島製作所製の製品を指定するものである。

(2)業者選定理由

じん芥クレーンバケット用部品 # 1ほか4点(八尾工場)は、(株)福島製作所のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、(株)福島製作所を特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 (電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

コンベヤ用エプロン（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するコンベヤ用エプロンは、日立造船(株)施工による舞洲工場破碎施設における可燃・不燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が不可能である。よって、日立造船(株)製品とする。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用肉盛り水管パネル1ほか4点(その2)(舞洲工場)買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するボイラー用肉盛り水管パネル1ほか4点(その2)は、日立造船株式会社設計・施工による舞洲工場ボイラー設備の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・ボイラー設計条件との関係上、他社においては製作不可能であるため、日立造船株式会社の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

ろ布（八尾工場）買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入するろ布は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工された集じん設備の一構成部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本製品の詳細な材質及び寸法等については、当該会社のみが知り得るものであり、他社においては製作不可能である。

なお、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業実施していることから、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）製の製品を指定する。

（2）業者選定理由

本製品は三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 （電話番号072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

加熱脱塩素化处理装置部品（東淀工場）買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する加熱脱塩素化处理装置部品は、日立造船株式会社製の東淀工場加熱脱塩素化处理装置の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、日立造船株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東淀工場（電話番号 06-6327-4541）

随意契約理由書

1 案件名称

スートフロア用部品#1ほか2点(八尾工場)買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するスートフロア用部品#1ほか2点は、三菱重工業(株)において独自の技術により設計・施工されたボイラー設備の一構成部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法、関連機構、ボイラー設備条件との関係上、他社においては製作不可能である。

なお、三菱重工業(株)については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)に統合し、事業実施していることから、三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)製の製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本部品は三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

エレメントパイプ(平野工場)買入

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するエレメントパイプは平野工場ボイラー設備のストプロワの主要部品であり、JFEエンジニアリング(株)と汽罐部品製造(株)により設計された特注品である。従って本部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品はJFEエンジニアリング(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、JFEエンジニアリング(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

T リンクモジュールほか3点（西淀工場）買入

2 契約の相手方

富士電機（株）

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入する T リンクモジュールほか3点は富士電機（株）において独自の技術により設計・施工された電子計算機設備の一構成品である。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため富士電機（株）の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、富士電機（株）のみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって富士電機（株）と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)